

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-6
生活保護の確保

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

地域福祉課長 半場 祐子

電話番号

0852-22-5349

事務事業の名称	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費		
目的	(1) 対象	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	
	(2) 意図	自立の促進を図る	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 「生活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向上、就労支援体制の推進、学習支援等、生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備する 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する 		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業の実施体制を整えた市町村数	目標値		3.0	8.0	13.0	19.0	団体
	式・定義	実績値	1.0	2.0				
	達成率		-	66.7	-	-	-	
2	指標名	目標値						
	式・定義	実績値						
	達成率		-	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	2,762	323
うち一般財源 (千円)	1,412	246

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 生活困窮者自立支援制度によるH28年度の支援状況については、新規相談件数、プラン作成件数ともに全国平均を下回った。（人口10万人あたり新規相談件数：国16.3件、県11.5件、人口10万人あたりプラン作成：国4.8件、県2.7件）
- 子どもの貧困対策として担当部局を定めている市町村は予定を含めて15市町村である。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 市町村アンケートによると、生活保護に至る前に就労支援により自立したケースがあった。
- 家計相談事業は生活困窮者の家計立て直しに有効であるとして実施団体が増えている。
- 支援員の相談業務がスムーズに対応できるよう、専門職である臨床心理士の協力を県として関与することにより得ることができ、平成29年度からスタートする。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 支援員には、プランの立て方、支援の進め方に行き詰まりを感じ始めるようになったとの声がある。
- 地域資源の開発や学習支援について、取り組んでいる市町村は少ない。
- 制度施行3年目であり、地域における相談機関の支援員の資質の向上を図っていくための研修の充実が求められている。
- 学習支援事業については、類似の制度を所管する関係各課との制度間の連携が必要と思われる。

②困っている状況が発生している「原因」

- 相談者が複数の困難な課題を抱えている。
- 地域資源の開発や学習支援を実施するためには関係部局・団体との連携が必要だが、法施行2年目の現在、多くの市町村で体制が整備されていない。
- 相談内容が多様化しており、支援者が多くの課題を抱えている。
- 業務的につながりが基本であるが、社会資源の開拓が不足していると思われる。
- 支援対象者への施策が複数存在している。

③原因を解消するための「課題」

- 支援員には、相談者が抱える多様化した課題を受け止め・整理し、支援員が解決できる課題と、関係する機関へのつながりを進めるための技術が求められる。
- 各市町村における、社会資源の開拓が必要だと考える。
- 様々な機会を捉えて学習支援事業の周知を図っていく必要がある。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 支援員に対して、相談支援技術向上に向けて、現場目線でのより実践的な研修会を開催する。
- 地域資源の開発や学習支援の実施に向けて、優良事例等の情報提供や制度の必要性についての説明を各種機会を通じて行う。
- 福祉サイドと教育サイドの連携を進め、お互いの課題を共有する。
- 決められたルールの中で、島根県計画の進捗管理を適正に行っていく必要がある。